

## 第2回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

### 1 開会の日時及び場所

平成28年3月17日（木） 10時00分

岡崎市福祉会館3階303号室

### 2 出席委員

木全 和巳 竹中 秀彦 三浦 博幸 浅井 美智子 加賀 時男

大島 康司 山高 和人 小野塚 和子 田中 浩之

### 3 欠席委員

古田 学 大原 好夫 小原 淳

### 4 出席事務局職員

障がい福祉課長 内田 次夫 同班長 石井 順子

同班長 岩城 和美 同主査 上野 麻里恵

### 5 議事の要領

事務局 開会 挨拶

会長 年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今、豊田市で権利擁護に取り組んでいますが、多いのが発達障がいの子どもたちでいじめで不登校とか、先生たちの対応が、ちょっとまずくて、不登校とかという子供が相談に来るとというのが本当に多くなって、だから岡崎のこういうのができた時に、まだ時間はかかると思いますが、ほんとに大切な役割を担うことになる。名古屋の基幹で話し合いをしたときに出てきたのが、3人がみんなアスペルガーで、小学校の時にいじめにあって、3人とも不登校に

なって、中学校も行っていないし、高校も通信制で少し行って、不登校で、今17歳と19歳と21歳で、3人まとめて基幹の相談員がどんなふうに支援したらよいかという事例研究をしたりとか、数が多いし、うまく関われないし、対応が理解できないとか、配慮がないと、なかなか子ども時代に適応できなくて、大変なんだなということが、こんなに目に見える形で、出てきてるんだなということで、大事なセンターができるということで、中身作りも含めて、いいものを皆さんと一緒に作っていく必要があるなということが一つですね。

二つ目は、差別解消法推進法ですが、権利条約を批准したときに諸外国のように、ちゃんとした禁止法にしなかった曖昧な法律だったものが、今、市町村に降りてきて、ちゃんとやろうよとしたときに、やり方とか、差別をどこが認定するのか、どこが双方の話を聞きながら解消に向けて動いたり、実際に差別事案であったら、権利の回復をどこが腹をくくってやるのかということが、ものすごく不透明である。今は、できたことは良いことだと思うので、窓口で事例を集めながら積み重ねていきながらということになると思うが、事例は、集まると思うが、誰が受け止めながら、片方だけの話を聞いただけでは、解決しないので、その気がなくてしてしまった人も含めて、理解を求めながら、一つずつ解決していくことを本格的にやらないといけないし、3年後の見直しと言ってますので、不具合がいろいろなところ出ると思う。今取り組んでてもそうなので、本格的にやるのは、自立支援協議会か、虐待の部会の協議会をどうするかとか、権利擁護をどうするかということをして自立

支援協議会と市の方で1年くらいかけて検討していただいて、この協議会上がってくるんですよね。大変な課題がある。地域協議会の問題、総合支援法の改正の法案も出されているので、それらを受けとめながら、ということもあるので、一番困っている人たちにとってわかりやすくとはいかないところを、どのように噛み砕きながら当事者や家族に説明しながら、実際に行ってみて、問題のあるところは直してほしいというところは上げていかないといけないので、大切な役割である、協議会の方では、実務も含めてやっていただき、その中で、課題が出てきたら、ここで、皆さんにご意見をいただく場所ですので、数は出なくても大事な会議であるということをお願いしたいです。

事務局 それでは、ここからの議事進行につきましては、木全会長にお願いします。

木全会長 それでは、議事を進めさせていただきます。本日の欠席は、古田委員、大原委員、小原委員の3名、委員12名中9名出席ということで、定足数に達しております。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。

専門分科会長一任でご異議ございませんか。

委員 異議なし

議事録署名選出 竹中委員、三浦委員

事務局 それでは、次第に従いまして、議事の(1)第1号議案「岡崎市こども発

達センターについて」事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案「岡崎市こども発達センターについて」資料により説明

岡崎市こども発達センターについて、先ほど会長のあいさつにもありましたが、発達障がいの部分、就園前、小学校に入る前から、小さいころから早い時期に関与をし、適応することに取り掛かっていくということで、こども発達センターの建設に入っています。発達に心配のある子を支援するこども発達センターは、3階建ての建物で、1階、2階にその子たちを支援する、療育支援センターが、3階の部分に相談に乗る相談センターと医療にかかわる医療センターという形で、3つのセンターが入った形の発達センターを進めております。まず、ハード面である施設整備の状況ですが、添付のカラーの資料をご覧ください。

施設については、年明け1月6日に安全祈願祭を実施しまして、「こども発達センター」建物新築部分の工事が始まっております。現在、支柱杭打工事が終わり、基礎工事にかかっている状況です。新築部分は、上部のイメージ図左側の3階建て部分で、平成29年4月にオープンの予定です。

新築部分が完成しますと、右下にイメージ図が載っております「新友愛の家」の改修にかかります。1年かけて平成30年4月に改修後の施設がオープンを迎える予定です。

次に、こども発達センター既存部分として上部写真の右半分の既存施設部分を改修し、平成31年2月には、こども発達センターが全面オープンを迎えることになります。

施設整備と合わせて、福祉の村内を通ります道路（市道）も整備を進めて行きます。平成28年度には北部方面へのルートを確保するため、緑色の道路の部分になりますが、道路幅を拡張、舗装し車両が通れるように整備します。通り抜けができるようにしてから、左側の環状線からの出入口部分と敷地内道路の整備を平成29年度に、残りの水色の真ん中部分を施設がすべて完成した後の平成31年度に整備し、道路の工事は、平成31年度で終了する計画で進めています。ここまでの整備の報告になります。

今回、本分科会にご意見をいただきたいのは次の資料からになります。「岡崎市こども発達センターコンセプト（案）」をご覧ください。このコンセプト以降の資料は、本年度市の附属機関に準ずる機関として立ち上げました「岡崎市こども発達センター事業検討委員会」にて議論を重ねた中で作成したものです。

岡崎市こども発達センターは、施設・職員が以下のコンセプトのもと、子どもの状況に合わせた支援を提供します。理念ですが、発達に心配のある子もそうでない子も共に、生まれ育った地域で、自分らしく生き生きと笑顔で生活できるよう、発達支援の拠点機能を果たします。運営の方針ですが、発達に心配のある子が、早期に必要な相談・医療・支援を受けられるようにします。発達に心配のある子および不安を抱える家族が持てる力・育つ力を、最大限に引き出す支援をします。保健・医療・福祉・教育機関のネットワークを構築し、切れ目ない発達支援体制を整備します。こちらを全体として掲げまして、次に各センターの基本姿勢として、こども

発達相談センター ～ともに気づき支える～子どもの普段の様子や家族の  
困り感を丁寧に聞き、対応方法や必要な支援を保護者と一緒に考えます。

発達に心配のある子をはじめ、発達障がいに関する地域の理解を深める事  
業を行います。こども発達医療センター～ともに向き合い受けとめる～多  
方面から子どもの様子を確認し、発達評価や診断を行います。子どもの発  
達特性に合った医療的支援を行います。こども発達支援センター～ともに  
受けとめ育てる～子どもの成長・発達状況に合わせた支援計画を作成し、  
適切な療育を行います。子どもがより良い環境で育つように、家族、支援  
者も対象に支援を行います。次の資料ですが、発達支援拠点としての目標  
ということで、市全体として、市民も含め関わっていきいたいということで、  
岡崎市こども発達センターは発達支援の拠点として支援に関わる全ての人  
に以下の目標を掲げ関わります。子どもについては、豊富な愛情に囲まれ  
て、その子らしく、生き生きと笑顔で生活する。自分に必要な支援を受け  
ながら、自信を持って成長する。保護者については、子どもの特性を知り、  
安心して主体的に子育てする子どもの成長を喜び、自分自身も充実して生  
活をする。そして、支援者、支援者とは、療育に関わる専門家ということ  
で、子どもや保護者の状況を受け止め、質の高い支援を提供する。支援者  
同士が連携し、切れ目ない支援を提供する。そして、市民としての住民の  
方へ、発達に心配のある子や発達障がいについて正しく理解する。子ども

の個性を理解し、その子らしく暮らせる地域づくりに取り組む。以上のことを掲げて、取り組んでいきたいと思っております。掲げた内容に基づきまして、平成28年4月からですが、市の組織として「こども発達センター準備室」を設置しすることとなりました。具体的な業務内容を粛々と整備し平成29年4月のオープンに向けて、開設準備を進めていきます。

以上が説明となります。本分科会では、「こども発達センターコンセプト及び発達支援拠点としての目標について」ご意見をいただきつつ、ご承認いただければと思います。よろしくお願いします。

木全会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に、委員の皆様、ご意見等をいただければと思います。

自立支援協議会のこども部会には、確認が取れているんですよね。こちらが先にこれでいいよということではないですよね。

事務局 今年度は附属機関を立ち上げて、そこで協議をしてきましたので、4月になってから自立支援協議会の方へ話をもって行く予定をしていますので、まだ、話してないです。

木全会長 先に決めていいのか？自立支援協議会に参加してみえる委員の前で、決めていいのか？

三浦委員 言いたいことを言えばいいということですか？

木全会長 私たちがここでこうしますよと言うと、自立支援協議会やこども部会で、もう少しこうしてほしいよという意見が出た時に、事務局としては、

4月1日からこれでやりたいということですか。

事務局 準備室の段階から示していきたいと考えています。

木全会長 やはり、こどものところで話し合われている人たちに確認して、意見をもらって、自立支援協議会のこども部会から上がって、皆さんいいですよということになり、最終的にこの専門分科会で了解するのが望ましいと思います。勝手に決められたという意見が出ても困る。

事務局（課長） この障がい専門分科会にかけさせていただいたのは、社会福祉審議会には、児童の専門分科会もありますので、両方にかけさせていただき、ご意見をいただきたいと思います。自立支援協議会の本会議にかけながら、専門分科会にもかけて同時にやっていくべきものだと考えていますが、日程等の調整ができなかったこともあり、大変申し訳ないのですが、障がい者の専門分科会でこの案件について意見をいただきまして、問題がないということであれば、承認をいただきまして、なおかつ、児童専門分科会にもかけさせていただくという形で考えています。その途中、途中で自立支援協議会にもご意見を伺うという形で進めていきたいと考えています。日程的には、ずれていて申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

木全会長 最終的にはどういう形を考えているか、意見が出された時には困るのではないか。

事務局（課長） 考え方としましては、二つの専門分科会からご意見が出されまして、違う部分があると思いますが、必要に応じまして、再度この障がい

者専門分科会にもかけさせていただくかもしれません。その点は、ご了承をいただきたいと思います。

木全会長 調整をしてもいい、理由をつけてもらい、4月の全体会議で確認をしないといけない。

竹中委員 こどもの部会の意見を聞くことというような意見を付けて承認するか。

木全会長 やはり、こども部会と自立支援協議会に意見を聞くことは大事だと思います。関わっているところからはですね。ということで、よろしいでしょうか。では、中身についてどうですか。

三浦委員 理念とかを聞いたわけですが、現実問題として、こどもの問題について考えて、保育園とか保育所、学校に行ってますよね。昔から学校と児童相談所は意見が合わないとかありますが、そういった関わりの中で、岡崎市が新しいものを作って、立派にやりましょうと言ってもうまくいかないと思う。ということを危惧しています。大変だと思います。教育委員会と児童相談所と医療の部分も関わってくるわけだから、その辺の調整とか意見交換を十分していただきたい。私の立場からすると、障がい児の相談に繋がっていかないといけないので、よいと思って行ったら、そうでないと混乱することを心配している。曖昧にしないで、実際に動くときに不安のないように、しっかり協議していただきたいと思います。

木全会長 教育委員会にも、こうしましたよと伝えに行くんですか。

事務局 教育委員会も、この理念を決めました事業検討委員会を附属機関として

立ち上げさせていただきましたが、庁内の方でも庁内検討部会を立ち上げ、  
庁内の関係課で、教育委員会もはいつているのですが、報告をさせていただきながら検討をしておりますので、そちらの方で、教育委員会とは相談をさせていただいております。

木全会長 医師会の方は、このあいだの課長会議を見ていたら、小児科の医師の人たちに、発達障がいの理解をという項目が入っていたよね。

事務局 医師会とのかかわりは、小児科医会で話をさせていただいて、次回は4月に入ってからもう一度やりましょうということで、パイプの方はできていますので、そこで情報提供はできますし、今後連携していくのにどのようにしたら良いかということで、話し合いの場を今後やっていきたいと思います。ということで、動きはしています。

木全会長 中だけの連携だけでなく、地域の連携もですね。中身について、いかがですか。

山高会長 基本姿勢のところですね、特に相談のところですね。ここが全部の窓口になると思いますが、すべてワンストップで全部やってもらえるのですか。ここで相談の方が全部窓口になって、中のコーディネイトを、あるいは外とのコーディネイトもありますよね。そういうところは、この

相談センターのところで対応される。表現をどのようにしてよいかよくわからないけれども。

事務局 今動いているのですが、広い意味と狭い意味とあると思いますが、狭い意味の発達センターの中だけでみたときには、コーディネイト役は相談センターです。広い意味の岡崎市全体ということになりますと、全部の相談が来ても対応ができませんので、そこは、発達支援拠点としての目標にもかかげたように、それぞれの方が今、岡崎には相談に乗る機関がいろいろありますので、そこと連携しながら、発達センターがすべてやるのではなく、岡崎全体で各機関が、例えば支援の主体がこの子にとってどこだったかという視点から見て変わっていくという話もしていますので、市全体としては、オール岡崎で考えていく。

山高会長 相談センターでは、障がいがとまで行かない、気になるだけの児とかいろいろいますが、それは発達センターのなかでやるのでしょうかけれども、発達センター外の、保育園とかいろいろな話があると思うけれども、センターとは別のところコーディネイトもやらなければならない、そういうのは、ここでやってもらえるのかということですね。

事務局 はい。

山高会長 基本姿勢の中でということですね。インテイクというか、すべて、こ

どもの発達の相談に来た時にどこまで重い子は、青い鳥に振るかという

こと含めて、とりあえずは、お母さんは、どこまでが重くて、どこまで

が軽いかということがわからないから、こどもに障がい発達の心配があ

ったりとか、遅れがったりとか、明らかに少し重いなという人も含めて、

とりあえずここで受け止めるよという理解でよいですか。

事務局 そこも狭いところと、広いところがあると思うのですが、市全体でいき

ますと一番初めに1歳6か月健診がありますので、そこは、保健所がスク

リーニング機能を果たしているんですね。重い子はその時点でひっかかり

ますので、その中でも青い鳥に行った方がいいよというところでまずは、

棲み分けができていくというところと、1歳6か月健診の時に、ちょっと

この子の気になるという場合は、発達センターの方で今、試行的に今年も

事業として、療育的支援事業ということで、保育園の中に親子で通ってく

る教室の方を設けて、そこで保健師、保育士が関わりまして、この子今後

の支援どうかな観察させていただきながら、スクリーニングするという事

業をやっていくという形で、試行的に始めていますので、その事業を29年

度のときには、各地域の保育園で実施することで、そこでもスクリーニン

グの機能が出ますので、役割分担はできていくのかなというように計画の方はしております。

木全会長　あまり殺到しない形で、地域の様々な専門的な人たちに行ってきたらと言われて来たよという窓口になるということですね。

竹中委員　これを基本姿勢案に載せることは、大変難しい話だと思って、これはこれでよいかなと思っていますが、ぜひ、お母さんたち、関係者にわかるようにフロー図みたいな、どこでここを利用するかみたいなものを考えられたら如何かなと思います。1歳半で保健所の健診で次に何かあれば相談に乗るよと市全体としてはこんな風に考えています。というのと、発達相談センターをこのタイミングで利用できますよというのがわかるようなものがあると、もっと使いやすくなるかな。殺到しないというか。このまま出してしまうと、心配なお母さんたちにとっては、どうしたらよいですかと、電話が相談センターに行くのではないか。

山高委員　心配するのは、どこに行ってくださいと言われた人は、行くと思いますが、そこで終わればよいと思いますが、あっちこっち言われると、わからなくなって、ここに来ると思うんですよ。相談に。

竹中委員　そこで、どう、よそとつなぐかという機能を。

山高委員 その時、ここで受け止めていただいて、こちらへ引き渡してもらおうという機能があるとよいのかなと思います。

竹中委員 当然あると思う。「対応方法や必要な支援を保護者と一緒に考えます。」とある。当然機能として持っていないと相談センターの機能として、どこかに繋がないと相談センターにならない。そういったことも含めて、フロー図があるとわかりやすい。難しいですけどね。

木全会長 計画相談は、どこに組み込まれるのか。

事務局 こども発達センターの中のこども発達支援センターです。

木全会長 計画相談は、こども発達支援センターの相談員がサービス等利用計画を作り、それが、この中にあるセンターの療育のところは、直接支援の支援計画を作るよというので、両方含めての支援計画は、サービス等利用計画も含めてこども発達支援センターの役割なんですね。

竹中委員 これから見ると、そういうふうに僕は受けとめる。

事務局 支援センターまで行かないような医療のところで止まる児の計画は、相談センターの方で関わりながら、この3センター話し合いの会議の設定も考えておりますので、この中で連携しながらやっていきたいと考えています。

木全会長 児童発達支援センターのセンターに置く相談支援専門員は、こども発

達支援センター所属になるよということですね。その人の机は、こども

発達相談センターと同じフロアーには置かないということですか。そう

すると学校との連携だったり、地域の小児科のお医者さんとの連携だと

かそういうところでの、繋ぐソーシャルワーク機能は、計画相談を立て

た相談員がやるのか、発達相談センターの相談員がやるのかというのは、

どうなりそうですか。

事務局 発達相談センターの職員が支援センターの相談員が必要な時には、一緒

に動く形になります。

木全会長 まずはことば上のところで、読む側、お母さんたちのとか、地域の人

たちや特に保護者の人たちの視点から読んでみて、文言上でどうか。

竹中委員 地域の小児科クリニックの先生がここを利用したいというときの窓口

は、発達医療センター、それともまずはこども発達相談センター、どち

らですか。

事務局 おそらく、ほんとに医療ですとかたちになると、紹介状が出て、直

接医療センター予約になると思います。そうでなく、相談から入ってほし

いなというような紹介の方は、相談センターの方で関わることになると思

います。

竹中委員 クリニックから紹介状が出て、発達障がいかどうか確定をしてほしいという依頼が結構多いのではないかと思います。そこから相談センターへ行く場合もあるし、支援センターへ行く場合もある。そういうことですよね。

事務局 支援センターへ行く場合は、相談センターは関わりますので、おそらく医療だけで終わるということは、あまりないと思います。

木全会長 文言のところで開けば、先ほどのように、聞いてもらうところは、そのようにしていただくということで、よろしですか。そういう条件を付けたうえで、確認ということですね。

田中委員 一つよろしですか、目標（案）のところの、一番下のアスタリスクの小さなフォントのところですが、専門家のところに、医師、保健師、云々、歯科医師は対象外というふうに判断してよろしいでしょうか。

事務局 歯科医師と入れます。

木全会長 他はよろしですか。

次に、議事の(2)報告第2号「岡崎市早期支援システムの構築について」事務局から説明をお願いします。

事務局　ご説明いたします。

まず、資料「岡崎市早期支援システム案」をご覧ください。平成28年度は市の附属機関に準ずる機関として「岡崎市発達に心配のある子の早期支援システム検討委員会」を立ち上げ、発達に心配のある子と保護者の支援について議論を重ねます。この図は、以前「第4次岡崎市障がい者基本計画」の中にも位置づけ、支援の流れを示したシステム図となっています。

先ほどの議題1で説明しました「岡崎市こども発達センター事業検討委員会」で検討をした中でも、こども発達センターを核とした流れの検討が必要と意見をいただいておりますので、来年度議論をしていくものです。

図の右側にもありますように、①発見、②早期支援、③診断、④専門療育、⑤統合保育、⑥就学と発達段階に応じた支援の中で、関係機関が連携し、市全体、オール岡崎で取り組む流れを確立するために、1年かけて議論をしていく計画をしております。

検討委員会委員の構成ですが、次のページ名簿を参照をお願いします。本分科会からも会長に委員をお願いし、こどもの関係でもあります。

ので、同児童福祉専門分科会からも委員の出席をお願いし、その他発達に心配のある子の支援に携わる機関の皆様から推薦をいただいた委員にて進めてまいります。

なお、今回は「発達に心配のある子」としてこども発達センターに関わる部分の支援システムを考えていきますが、ここから障がい児へと対象を広げ、同じように支援を考えていただくためには、障害者総合支援法に基づく「岡崎市障がい者自立支援協議会」へも協議を持ちかけて、今後検討をしていけるようつなげていきたいと考えております。

来年度末には、このシステム案が、さらに議論を重ね構築されることになりますので、本分科会へも提出させていただくことになると思います。本日はこのような流れで平成28年度に検討をしていくということで報告をさせていただきました。以上でございます。

木全会長　ただ今の事務局の説明に、委員の皆様、ご質問等ありますでしょうか。

三浦委員　相談事業をやっているところは、障がい者と障がい児の両方やっているところがあるわけですが、障がい児の相談はやっているけれども、就学前はやらないよというところは、いれておかなくてもいいのでしょうか。

木全会長 就学前のサービス等利用計画は、だれでも岡崎は作ってもいい。登録  
さえしていれば。

事務局 主はですね、委員名簿の8番目に岡崎市福祉事業団というのがあるんで  
すが、そこが今後支援センターで、相談を担っていくことになるので、そ  
こが未就学の子の支援計画を立てていくことになる。

木全会長 児童発達支援事業の療育を使っている人は、今そこがたてている。セ  
ルフが多いのではないの。

事務局 多いですが、全体的な%からするとそこが、主に担っていただいている  
ということがあって、入っていただいているんですけれども、そこから障  
がい児に広がっていく話になっていくときには、自立支援協議会のほうに、  
議論の場を移していきたいなと、発達に心配のある子に特化して、今回の  
こちらの委員会では、詰めていきたいなという思いがあります。

木全会長 自立支援協議会のこども部会の部会長さんは、どなたですか。

事務局 福祉事業団の方です。

木全会長 これを兼ねてるからということですね。たぶん重ねて、こども部会の  
部会長さんと福祉事業団の人が重ねて出てきてもらわないと、うまく議  
論の取り回しがいかないかもしれないですね。きららの方は、こども専

門部会にはいつているんですか。たぶん、発達に心配のある児は、一歳半ではなかなか引っかからない、よっぽど力量のある人でないと、見つけにくいと思うのが気になった。

事務局 確かにおっしゃるとおりで、2番のところに書いてある、試行的にやっているというのは、療育的支援事業の健診事業と書いてあるのですが、そこで、ちょっと気になるなというくらいの児も紹介いただいて、観察しながらどうかなというところで支援していきたいなということで、事業の方を始めたいと思います。もちろん3歳の健診も保健所が行っておりますので、そこから流れてくる児も、ここに乘ってくる形になります。

竹中委員 1番のところもせっかくやるのだから、3歳児健診を入れておいたらいい。1歳半と3歳。これだと、岡崎市は、3歳はやってくれないのかと思える。

木全会長 5歳も入れておいてもいいかもしれない。今、要リスクが一歳半で何パーセントくらいひっかけるようになっている。知多で調査すると、多いところと少ないところで、保健師の力量がチェックリストの甘さだとか、それが3歳でどう移ってというのをこども部会で移り変わりを出してもらっているが、自治体によっても、力量なのかかなり広めでチェッ

クでとるのか。また、虐待関係も含めて、ちょっと心配なところと要保護との関係も調べておいてほしい。毎年のハイリスク児が、岡崎市は何パーセントになっているか、大切なこと。子育て支援とか虐待と重なる。子育て支援のサポートがいい場合があったりとか。

事務局 虐待のケースだったら。支援の主軸はどこなのかとか、このケースだったら子育てのどこかというような形で、どこが主になって関わっていくのかということの関係課で話し合っていきます。

木全会長 システム案を作るときに、このように作ってしまうと、丸ごととらえながら、今どこがどのような形で家族に関わるのが適切かが抜けてしまう。

竹中委員 発達に特化して、専門のところが、現場で色々な場合があるから、発達の子どもに特化してもよいが、背景とか周りをうまく閉じ込められると良いと思いました。縦割りとは思わないが、専門に特化していくと、そういうところが抜け落ちてしまう心配を少しだけしています。

木全会長 1年間かけて、文章の作り方が課題になるということですね。

竹中委員 基本的に就学前の子が対象ですか。

事務局（課長） そうです。早期発見ということが主体ですので、まずは、3歳

までに見つける。そのために、お母さんが、今障がい福祉課がこの事業をやっていますが、障がいという言葉が気になってしまうので、障がい福祉課を担当から抜かなければいけないという話もありますが、やはり早く見つけなければいけないので、3歳までが基本ですが、小学校に上がったとしても、どこにも相談する場所がない、わからないという場合は、相談センターに相談いただければ対応していきます。ただ、医療部分については、たくさん来られるというケースが想定されますので、当初は、就学前の方を予約制で対応していく。状況によっては、小学校に上がっても、地域の小児科医に繋げることができなかったという方については、診ていくことも可能です。できるだけ市民の方が不安にならないように対応していかなければならないと考えています。

竹中委員　なぜそれを伺ったかというと、無関心なお母さんは心配しない。学校、せめて保育園、幼稚園に行ってくれれば、集団の中で、どうもこの子はこのことで、学校の先生、保育士が気が付いてという例はあると思うのですが、それが小学校に行って、そういうのが顕著になってという事例も出てきてしまうのではないかと。

事務局（課長）　基本的には、今岡崎市の発達センターの医療の部分では、小児

科医を配置させていただくということで、小学校、中学校に上がっていけば、精神科医の分野になってくるということでございますので、岡崎市の医師会の精神科医の部会にもお願いしながら、連携をうまくとりながら、対応していかなければならないのかと思います。学校の方にもそよ風相談の相談窓口はございますので、そことの連携をしっかりとっていくという形でございます。全部できれば一番いいわけですがけれども。

竹中委員 それは限界がある。あまりがっちり固めないで、そういう場合は診ますよという何かないのかな。

事務局（課長） 柔軟には対応していかなければならないのかなと思っています。

竹中委員 逆に、心配ばかりしている親は、こどもには問題なかったりするという例もきっとあると思う。

事務局（課長） 中には、虐待がらみというものもきっとあるでしょうから。

竹中委員 いろいろなケースが想像できる。

木全会長 議論をしていく中で、ケースをいろいろ出してもらいながら、10くらモデルケースを置いておいて議論をすると、比較的もれがなくシステムができる。委員の人からいろいろな質問が出てきた時にまとめきれなくなってしまう。大事な質問かもしれないが、とりあえずは、うまくいかなかった例をシステムに盛って行くと、そこが改修していくことになる

という説明ができる。

事務局 行政が受ける相談の中には、困った相談もありますので、システム案を

作っていけば、漏れがなくできるのかなと思います。

木全会長 岡崎市において、健診率は、どれくらいですか。

事務局（課長） 90%後半で、100%ではないです。

木全会長 他の方はご意見ありませんか。

小野塚委員 全般的に専門的なことが多いのでわからないことが多いですが、ボ

ランティアという立場で参加させていただいていますので、問題のあるお子さんを抱える保護者の方、周りの方たちが、行政では受けられないような草の根の支援をどのような形で、ボランティアだったらできるのかなということを考えながら話を聞いていましたので、これについての意見はありません。

木全会長 お母さんたちのぴあサポートだったり、そこに遊びを通したボランティアの関わりをうまく入れておくと、みんなで作るということになるのかなと、今の話を聞いて思いました。地域での見守り、実は、子供会で発達障がいの子の男の子が、もう一人の発達障がいのこと、ふざけ合って首絞めごっこをしたという事件が某市であった。そうすると理解があまりないため、子供会の役員さんたちは、親付でないと来てはいけないということになった。それはどうかなということも含めて、ちょっとした理解、ちょっとした支えがあるとお互い傷つかないけれども、大げさになってしまう。遊びが発展したことだが、そんなところが含めたところが

ないと、安心できない。すぐそれが苦情になってしまう。こども会の役員さんたちも、そういう部分では、苦勞をされている。理解がないのかと。理解がない部分と躰のせいにされてしまって、出した親御さんが傷つくとか。

事務局（課長） 就学されますと、児童委員さんとかにお願いする部分もありますし、学校関係の方とか、当然ながら地域のボランティア活動をされている方とかいろいろな部分で、すべてこの一枚のシステム図の中に入りませんで、立ち上がる前に、気になるお子さんの今後の成長を考えるということで、システムのやり方を考えて行かなければならない、変更していかなければならないということもあるかもしれませんので、そういう方たちへの配慮を立ち上がってからも継続して行っていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

大島委員 お聞きしたいのですが、この図の6番の就学のところですが、就学したら障がいの支援から外れてしまうということですか。

事務局 これは、早期支援なので早くということで、小さい頃を図にしていますが、この図からさらにライフステージの方に繋がっていくということになりますので、小学校、中学校、高校、社会人と支援の方は、ずっと繋がられるように、きれめのないということを考えていかなければならないと思っていますので、その図に繋がっていくということです。

大島委員 私がなぜこのことを伺ったかというと、私の学区にも、特別支援学級に行っている子がいるが、3年生くらいの時に、担任の先生がその子を

他の生徒が見ている前で、引きずり回したということがあり、保護者が、警察に届けたということがあったが、事件として取り扱われることはなかったが、学校も即対応し、担任を交代させ、附属の特別支援学校から来た先生が担任となったため、対応がよくなったということがあった。

この会議では、就学後のことは、該当ではないということですね。

木全会長 発達に心配のある子は、小学校の低学年くらいまでに残しておいて、こども発達センターから相談にいくくらい残しておかないと、機能しないかもしれない。

事務局（課長） 保育士によって質の高さが違いますので、発達センターの中では、研修とか、質の向上とか検討してやっていくということも考えている。学校の先生も対応の中の一人に入っていますので、そういう児たちについても何とか発達センターの中で対応していきたい。

大島委員 学校によっては、そういう子たちの教室は、端の方に追いやってしまっているが、私から見たら、そういう児は、職員室の隣くらいのところにおいたらどうかなと思う。常に先生の目が届いているんだよというところをみせたほうが、しかし、かえって見世物になってしまっていけないのかどうかわかりませんが、なぜ、北の隅の方にもって行ってしまうのか、よくないと思うのですが。

木全先生 そういう子供は一番大事にしないといけない、日の当たる、保健室と職員室の間におくというのが、ずっと大事にされてきたことで、教育委員会に伝えたいですね。

よろしいでしょうか。次の差別解消法のことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 障がいを理由とする差別の解消の推進についてご説明いたします。

いよいよ、この４月から「障害者差別解消法」が施行をされるということで、愛知県が条例を作成しました。資料としてお配りをさせていただきました。

通知文の５行目にありますように、県条例は、「県、県民及び事業者が一体となって、障がいを理由とした差別の解消を図ることを目的とする」とし、愛知県からは、各市町村ごとに条例を策定する必要はないと聞いております。

次のページの「３ 法の地方公共団体関連規定への対応」（１）で地方公共団体等職員対応要領の策定については、法第１０条第１項に基づき努力義務とされていますので、各市町村におかれましては職員対応要領の策定について配慮いただくようお願いします、としております。また、

（２）相談及び紛争防止等のための体制の整備等については、法第１４条の規定に基づき、地方公共団体の義務とされていますので、各市町村におかれましても相談窓口を設置していただく等体制の整備をお願いします。

としています。

愛知県が1月に名古屋市を除く県内の市町村に対応要領の策定状況調査を行った結果、53市町村中5市町（安城、江南、東郷、扶桑、大治）が対応要領を策定しないとし、8市町村（知多、岩倉、弥富、蟹江、飛島村、あま市、阿久比、大口）が検討中とし、その他の40市町村が策定中又は、策定予定としていました。多くの市町が、この3月か4月の策定を予定しているようであります。岡崎市におきましても、庁内に策定会議を設け、また障がい者団体の方とヒアリングもさせていただき、ただ今策定中です。

また、相談窓口につきましても、策定会議の中で検討し、特別な窓口は設けませんが、本庁においては、障がい福祉課を窓口としていく方向で進めています。今後決定をしましたら、市民への周知をしていきたいと考えています。今回は、この専門分科会へは、策定状況等の報告のみとなりますが、今後、障がい者差別解消支援地域協議会を設置したいと考えていますので、ご意見等いただきたいと思います。以上です。

木全会長 次回には、法律と差別解消法の対応要領と基本方針、協議会設置の手引きくらいは、協議会の委員さんや、自立支援協議会の委員さんに配って、一緒になってどういう形が望ましいかということ、4月1日は間に合わなくても一年かけて丁寧にやらないと、後でぼろが出るというか、過激で暴力的な人たちが怒りを爆発させた時の対応の誤りとか、そんな

ことが本当に出てきてしまうので、委員の方々を含めて、きちんと中身を理解するよということをしていないといけない。知多だと知多南部の3町、知多4町で合理的配慮が難しいのであればどういう場合ですかという話をしてもらって、そこで、私たちも質問に答えながら、当事者団体とか自立支援協議会のメンバーにも来てもらいながら内容を説明し、急にこうしろと言われてもできないから、こういう話し合いで、こういう場合は解決できるといいよねという、例えば、手話通訳が市役所以外、週3日しか来ていない知多市はどうしたらよいか。市も困るじゃないですか、ということで、市の人にあげてもらった。美浜町だとお金がなくて、公共の施設だと段差ばかりだよと、そこで会議するときいきなり訴えられても困るという、本当に困る事を、課長さんたちにも出してもらいながら、当事者団体とも一緒に話し合いながら、どうしていこうかなと、例えば、町内を走る町民タクシーが車いす対応じゃないけれども、次に作る時は車いすが1台でも乗れるようにしましょうとか、そういうのを積み重ねていかないと、いきなりこういうのができましたよとやってしまうと、窓口も含めて、大変なことになると思う。

事務局（課長） 平成25年に法ができて、施行されるということは分かっていたことですが、国の方がどのように方向性をするということが遅かったということもありますが、やはり、地方公共団体もそうですが、民間の事業所の差別の禁止ということもちゃんと謳っていますし、どういう風な形で民間も相談窓口を設置するのか、民間の設置は、必ずではないけれど

も、市町村は義務ということで、相談窓口の設置と合理的配慮はしなければならないということになっています。しっかりとした対応をしていきたい。本来なら、こんな法律を作らなくても、普通の法律で賄えることばかりなんです、基本条例との関係がありますので、国が障がい者の差別解消を推進するために作られたと解釈しています。必ず作らなければならないわけではないですが、職員対応要領を作っていくということで、現状、すべての中核市が作るという方向で進んでいます。今後対応要領を、当然ながら、国も3年後に改正していくという部分もございますし、必要に応じて改正して、市民に周知していきたいと考えています。時期が短いということで、本市も大変苦慮しています。何が何でも進めるような形でやっていますが、また、ご意見をいただくところもあるかと思いますのでよろしくをお願いします。今回は、報告ということであります。

木全会長 愛知県の対応要領をなぶる形で作るんですね。愛知県は、附表で不当な差別に当たる具体例だとか合理手配慮にあたる具体例だとかが付いているので、これはつけておいた方がいいと思う。

事務局 愛知県のものをベースに作っていますので、留意事項もそのまま、そこに団体の方からの意見を入れたり、ここに入れてもやりきれないものは、削らせていただき、過度の負担がかからないものということを前提に、岡崎バージョンに変更したものを出来るように、過度の負担がかからないものということを強調したいが、ここに書いてあると、見た人はここに書いてあるからやってよねと、言われる方もあると思いますので、そこは、吟

味しながら内容を検討します。

木全会長 法的義務だから、きちんとやらなければならないし、国の基準を削るとまずいと思います。

事務局（課長） 基本的に国の指針は当然見ますが、岡崎市と国、愛知県も同じですが、岡崎市と違う部分があるのでそういう部分は省かせてもらいます。それと、対応要領については、障がいの種別によりすべて違うので、その方たちのことをすべて入れていたら、やはり対応できない。差別解消法は、個人個人のことになりますので、個人からの合理的配慮の部分はどうか、これがやってほしいということになりますので、こちらとしては、すべてのせるのではなくて、一般的なものを載せさせていただいて、個々の話については、相談窓口の障がい福祉課で対応するというように考えています。

山高委員 対応要領を公表される前に、われわれとかに意見を求められるということはありますか。ヒアリングはやりましたけれども、最終的にこのようになったよというのではない。意見を聞いたことにはならない。

木全会長 権利擁護の部会はないのか。

事務局（課長） 岡崎市は、来年度7月から成年後見センターを設置させていただく。

木全会長 権利擁護部会があるところでは、協議会のことをどうするかとか、周知徹底をどのようにするかとか、合理的配慮は申出なのでどうするかとか不当な差別の取り扱いは、申し出なくても周りが見たら即の話なので、当事者を含めた話し合いの場を丁寧にもって行かないと、コミュニケー

ションギャップが起こってうまくいかないで、そういう学びの場だったり、職員研修も当事者を呼びながら、こういう配慮があるんだよとか意図的に入れながら、本当は、対応要領を障がい福祉課が作ってはおかしくって、市長部局の人事とか職員研修のところが作るべきだね。

事務局（課長） 事務方が障がい福祉課だということで、基本的には全課で入ってやっています。検討部会でやっています。権利擁護については、やはり成年後見センターが担っていくことになると思いますが、法人後見からですね、最終段階は、市民後見の方まで進んでいくのかなと思っていますが、来年度立ち上げるということですので、今から逐次岡崎市も準備していきます。

木全会長 ここに上がってくる前に、自立支援協議会の中で、権利擁護部会とか作ってもらいながら、どれくらい使うのかと、どういう実態が望ましいのかという学びと議論をしたうえで、こうしますよここに上げてもらわないと大変かもしれないけど、そこをなしでいきなりは困る。

次回は、この中でも学んだりしないと意見を求められても困るよね。当事者団体の人たちも含めて、要綱の最後のところに改正規定とか設けますよね。

事務局（課長） 当然ながら。

木全会長 愛知県は載ってないよなと思いながら見ていた。意見をもらいながら書いていきますよという規定を設けておく。国は、3年後に見直しをしますから、市も適宜、要綱の見直しをしていくとか書いて。

事務局（課長）　まずは、設置することを重点にやっていますが、やっていくうちに、漏れているものとかたくさんあると思いますので、ガイドラインも作っていきたいと考えていますので、市民に対する周知は一番重要な部分ですので、この部分について、要領等を作りながら、岡崎市も進めていくし、きちんとやっていかなければならない。必要に応じて改正は順次するという方向でいます。初めてですので、各いろいろな法律に沿ったものもたくさんありますので、その法律に適しているような要領にしていかなければいけないし、大変難しい。今回は、岡崎市としては、こういう形で作っていくということで、報告だけさせていただきたい。

木全会長　来年度の第1回のところでは、内容が出てくるということで、山高委員いいでしょうか。

事務局（課長）　社会福祉審議会に諮問して承認をいただくかどうかについては、上と相談します。自立支援協議会には、出させていただきたい。

加賀委員　差別問題は本当に大変なことで、「障がい者を理由とする差別の解消にみんなで取り組み、「全ての人が輝き、活躍する愛知」を実現しましょう」と、ここに書いてありますが、国民の民さんがいろんなことを理解をしてもらわないと大変なことですね、そこまでにはなかなか大変なことで、障がい者自身も個人的に一人ひとり意見が違うことがありますので、一人ひとり聞いていたら大変なことになりますので。

事務局（課長）　障がい者手帳を持っている以外の方も対象ですので、骨折で松葉つえを使用している方でも対象になることですから、幅が広い。もともと

と配慮をしていれば、問題ないですけど。人間いつかは、寝たきりになったりしますので。

加賀委員 実際あったことですが、業者はいいよと言ったのに、大家がだめだと言ったことがある。障がい者自身は、とにかく我が儘を言わないようにやっていかなければいけないなと思っています。

木全会長 知多で、精神障がい者が不動産屋さんに断られたということがあったのですが、そういう場合どこに相談に行くのですか。

事務局 岡崎市としては、岡崎の部分だけです。

木全会長 岡崎市の人が断られた場合、岡崎市の窓口に来た場合、岡崎市はあきらかにそれは、県の条例から言っても不当な差別的な扱いだけれども、相談というよりも県事務所に行きなさいと言うのか。

竹中委員 精神の方なら、いったんは保健所に行って相談をしてもらおう。その後の流れがわかりません。

加賀委員 今回の私の話は、会社は取扱ってくれたけど、大家さんがこの人を入れたのでは、危なくて仕方ないということで、大家さんに断られてしまった。

木全会長 大家さんの話を聞き、本人の話も聞きながら大家さんにも明らかに法律に違反することですよという説明をしながら、調整をしていくのは、県事務所がやることですか。

事務局（課長） それだけとは言えませんが、県でも市でも、すべてを行うことは不可能です。あくまで法のことをよく理解している方が対応する。弁護

士さんとか。

木全会長 弁護士を紹介するのか。

事務局（課長） こちらに話が来れば、今でも市民相談で、弁護士がいますし、  
そういうところで一度相談してください、という話になると思います。現状行っていることを拡大してやることであって、今まで色々な法律があってやっているわけですね、やっている部分でうまく連携を取りながら、相手の方、不動産屋さん両方の意見を聞きながら、両方が納得するようにする。

木全会長 それは、広域ネットでやってくれるんですか。

事務局（課長） それはまだ、しっかり出てないです。

三浦委員 もしそれをやってもらえらるなら、地域移行をやってもらいたい、日常茶飯事のことなので、それを取り扱ってもらえらるなら、毎月数件。本当にできる。

事務局（課長） 岡崎市の人が、安城の方の事業所に通っている、そことの問題はどこがやるか。県レベルが違っていたら、愛知県と三重県の住居人と会社が違っていたら、それはどこが対応するのか。いろいろありますので、その部分については、全然記されていない。どういう風に対応していけばよいか出ておりませんので。

竹中委員 相談窓口は、障がい福祉課と保健所を予定しておりますよ。その後の問題解決をどこまでやるかについては、まだ決まっていませんよということですね。

加賀委員 不動産屋に言わせると、一度はいいと言ったけれども、大家に言ったら、とんでもないと言って断られてしまった。残念ながらあきらめてくださいと言われた。

事務局（課長） 一般的にはそういう問題が出れば、今までの法律で、どのように相談するかというのはある。この差別解消法の中ではなく、いろいろな法律の中で解消の仕方がある。それに沿って進めていく。障がい福祉課がすべてやるわけではないです。

竹中委員 相談支援事業所と地域移行で、総代さんを筆頭に民生委員さん、町内会長まで、自分の家がそこにあるのに、お願いに回って了解を取って帰ってくる。我々からすると、こういうものができると、こういう法律がありますよということで、大変言いやすい。解消法に違反することになりますよということで、実際の現場では、言いやすい。

木全会長 例えば、住まいについてなら、国土交通省から基本方針が下りてきて、権利擁護したり、相談する人はそれを読む。そのようなケースがおきると、窓口に行きながら、こういうケースは差別に当たるからということで、調整に入ってくださいとか、紛争解決してくださいということになるよね。

事務局（課長） まずは、どこに相談に行ったらよいかわからない市民がいっぱいいる。ですから、相談窓口はどこですよ決めておくことによって、そこが担っていく。

木全会長 とりあえず、福祉課の窓口と保健所の方は、どこの窓口でどういう風

に言ったら、その人の課題が解決するかということを少なくともわかってないといけないわけ。

事務局（課長）　そういうことです。わかるように調べるわけですね。すぐその場で解決できないと思いますので。今我々が作っているのは、職員の対応ですから。職員が差別的な発言をしたとかで、あそこに言っても仕方ないので、窓口はどこだということで、こちらに来られた。その時にどのような対応をされたか調査して、ご本人さんに説明をして、回答していく。今後はどのようにしますよとか、そういうことを障がい者の方に対応する。あるいは、建物がこのように段差解消がないからどうにかしてくれという話があれば、所管課に対応していつごろ解消するのか、解消しない理由はなぜか、ということで、本人に対して説明をする。そういうことを行っていく。まず現状は、民間の部分については、障がい福祉課は相談窓口としては対応しない。

木全会長　市民病院は、厚労省から医療従事者用の基本方針がおりてきている。

事務局（課長）　おりてますが、市民病院は医療関係ですが、岡崎市は対応要領を一本でいきたい。

木全会長　ガイドラインが厚労省からおりてきていると思うが、病院関係の医療従事者向けの基本方針は、宙に浮いてしまうのか。

事務局（課長）　一般的な対応の仕方というのがあり、教員向けの対応の仕方、福祉関係向けとかそういうのを含んでいます。

木全会長　事業団職員はみなしにする。

事務局（課長） 事業団の職員は市の職員ではありません。一般のところになります。

木全会長 派遣か出向はどうですか。

事務局（課長） 出向は、岡崎市の職員ですが事業団の職員ですから。

木全会長 対応要領には、書くのですか。

事務局（課長） そこまで書かないです。ただ、建物については、市の建物になります。一般的には、病院の対応と市の所管、本庁で職員が対応した関係で、配慮部分については、ガイドラインで整備して、市の職員に周知していく。ホームページとか市政だよりとかに、聴覚障がいの方からFAX番号がないということで、逐次入れるようにしたりしていますが、それは、一般的な配慮ですけれども、行っています。

木全会長 受付用紙とかは、作りますか。

事務局（課長） 相談の受付の様式はつくります。基本的に、保健所とか市民病院とかが苦情相談を受けたということになったら、解決したときには、報告をしてもらう。解決できない場合は、どうして解決できないか報告してもらうという形をとる予定です。

山高委員 確認したいですが、相談窓口は市の業務にしか対応しない。権利に関しては。相談窓口は関係なくやってもらわないと困る。合理的配慮は、どうするかはもちろんです。

事務局（課長） 差別は受けますけど、それがどういう差別であったかと、その時その時によって、対応が違ってくる。

山高委員 差別の内容によって対応が変わるのはわかるが、先程の話だと、市以外は受け付けないような感じだったように思うが。みんなが来たら、だめだよと言われても困る。障がい者として差別を受けた時は言いなさいよとなっている。相談に行くのは、その窓口でいいんですよね。

事務局（課長） いいです。対応要領は市の職員向けです。相談は、今でも一般の関係でやってますので、県が作っているところとも連携していくことになります。西三河相談センターとも岡崎市としては連携していく。

木全会長 知多の理解だと、市町村がすべて受けて、市町村がやれないときには県事務所に上げて、県事務所が県にあげながら事例を積み重ねていくと言ってた。

事務局（課長） 岡崎の場合、西三河も同じ岡崎にあるので、直接行かれる場合もあると思いますので、岡崎市を經由して、県と相談しながら動く場合がありますが、岡崎市民であれば、どちらの方に相談に行かれるのかなと思いますが、できるだけ来ていただきたいと考えています。

山高委員 会員に広報する場合、市の窓口はここにありますが、県の窓口は言わないと思います。県に行きなさいよというところが困るのでは。

事務局（課長） 県は、事業所をふまえた推進協議会を立ち上げていますので、その中でどういう風な話し合いをしていくかだと思いますが。

山高委員 市が受けて、ここがワンストップでお願いしますねというところですが、案件がここではだめだから、あちらへ行ってくださいでは困る。そちらに繋いでもらって、そこで相談を受けてくださいならいいのだけれど

ども。

事務局（課長） 基本的には、今まで相談を受けていたものを受けるということですが、窓口を設置して、周知するということです。

三浦委員 早く権利擁護委員会を開いてください。差別解消法でも、虐待防止法でもそうですが、そこで話し合いをしてほしい。

事務局（課長） 権利擁護の問題は大事なことで、特に大きく問題になっていることは、老人の問題で、認知の方もたくさんおられるということで、そのために、7月に成年後見センターを作るわけですが、もっと大きな問題が出てくるのかなと思っています。できるだけ、障がいを問わず、老人の方も踏まえて進めてまいりたいと考えています。

木全会長 大変だけれども、虐待とか差別のこととか後見のことも含めながら、権利擁護部会を早く立ち上げてもらって、そこでは、後見センターの職員にも入ってもらいながら、一緒になって解決していかないと、行政だけでなんとかしようと思っても、ほぼ無理な時代になっている。では、事務局に戻します。

事務局 ありがとうございます。

次回全体会が、4月14日（木）に予定されています。

以上で本日の日程は終了しました。第2回の障がい者福祉専門分科会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

## 5 閉会の日時

平成28年3月17日（木） 午前11時56分